

みやぎ

医療機関事業主様ならびに労務管理責任者の皆様へ

医療労務管理支援センターだより

勤務環境の改善を支援します！

宮城県社会保険労務士会は厚生労働省からの委託を受け、「医療労務管理支援センター」を設置しております。人事・労務管理の専門家である社会保険労務士が「医療労務管理アドバイザー」として、個別相談、希望される医療機関への個別訪問を実施しております。

医療労務管理支援センター

TEL : 022-223-0573 (予約・電話相談)

平日 午前9:00から午後5:00まで *土日祝12/29-1/3を除きます

仙台市青葉区本町1-9-5 五城ビル4F

宮城県社会保険労務士会内 FAX : 022-223-0674

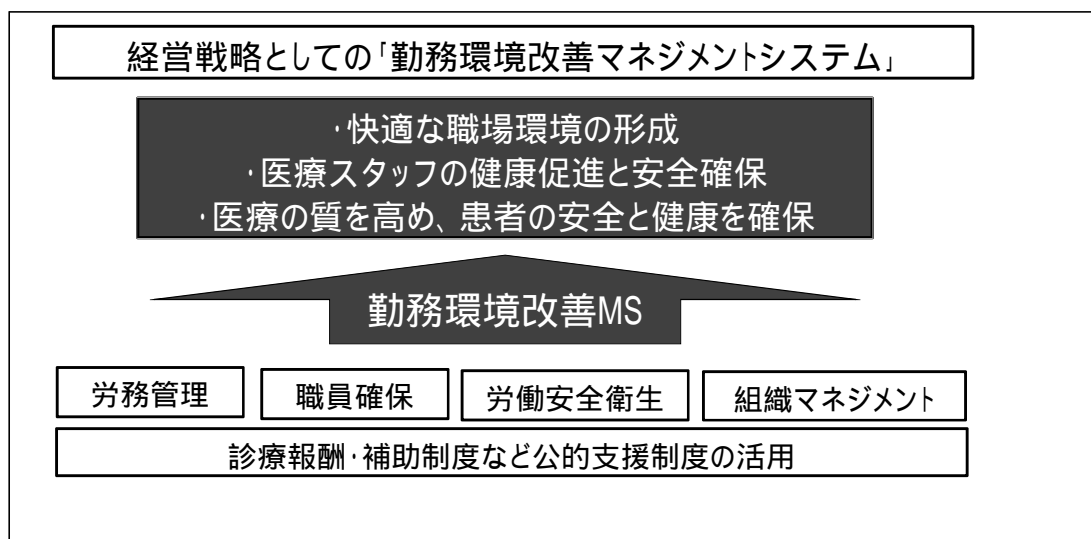
「勤務環境改善マネジメントシステム」を活用してみませんか？

自院の経営戦略として”勤務環境改善マネジメントシステム”を活用する

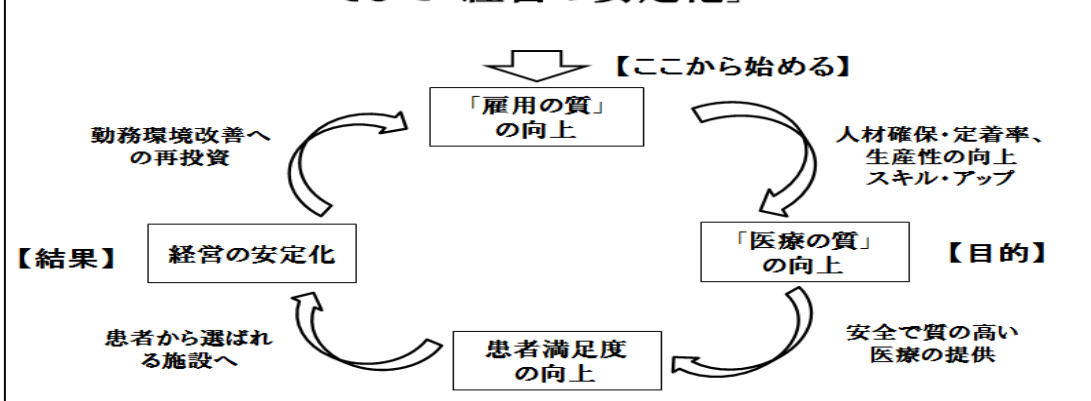
”勤務環境改善マネジメントシステム”とは、「医療スタッフの雇用の質の向上」を図り「安全で質の高い医療を提供」することを目的とした継続的なマネジメントの手法です。医療スタッフの定着を向上させ、安全で質の高い医療を提供することで、患者満足度の向上を図ることができ、経営の安定につながります。

すでに皆様も様々な取組みをされていることと思います。この「勤務環境改善MS」を参考にいただき、さらに全体で取組むことで、より効果的なものになっていくはずです。

今後、このコーナーだよりで、その取組みの要点を連載してまいります。ご活用いただければ幸いです。



目的は「雇用の質」向上による「医療の質」向上！
そして「経営の安定化」へ



次回は実際の取組み事例をご紹介します！

助成金情報

65歳超雇用推進助成金（高年齢者無期雇用転換コース）

高年齢者無期雇用転換コースとは？

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約職員を、無期雇用職員に転換させた事業主に対して、助成金を支給します。

対象になる事業主

- ①雇用保険適用事業所の事業主であること。
- ②就業規則に60歳以上の定年を定めている、希望者全員65歳までの継続雇用の定めている、もしくは、定年の定めを廃止していること。
- ③就業規則に、無期雇用転換制度を定めていること。
高年齢者に特化した雇用管理に関する措置を、計画し、実施すること。
無期雇用転換日の前日6か月前の日～1年間、解雇者がいないこと。

助成金の額

対象者1人につき48万円（中小企業事業主以外は38万円） 1年度につき10人まで（最高で5年間）
生産性要件を満たすと対象者1人につき60万円（中小企業事業主以外は48万円）

お問い合わせ先 _____ *助成金を利用、申請するには事前相談が必要です。

独立行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構 宮城支部

多賀城市明月2-2-1 宮城職業能力開発促進センター内 ☎022-361-6288

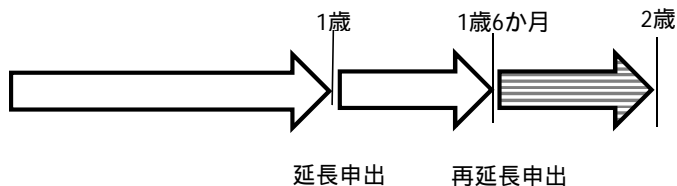
労務管理

改正育児・介護休業法 10月施行

改正育児・介護休業法の10月施行

育児・介護休業法では、育児休業期間は、子が1歳に達するまでです。保育園の入園を希望しているが入園出来ない等の理由があれば、子が1歳6か月に達するまで延長可能です。

法改正により、延長可能な期間が今年10月から、1歳6か月になった時点でもなお保育園の入園が出来ない等の状況であれば、最長2歳まで再延長が出来るようになりました。



育休給付金の2歳までの支給期間延長

雇用保険の育児休業給付金についても、法改正に合わせて、上記理由により、子が1歳6か月に達する日後の期間に育児休業を取得する場合には、最長で2歳に達する日の前日まで支給対象期間が延長されます。

育休給付金再延長の対象者と手続き

再延長可能な対象者は、子が1歳6か月に達する日の翌日が平成29年10月1日以降となる人です。すでに子が1歳6か月に達したことで給付金が終了している人は対象になりません。

従来、1歳6か月までの延長の申出の際には、1歳時点での保育園入園不承諾書などの書類が必要です。今回の改正により、2歳までに再延長する場合は、1歳6か月時点で入園不承諾書等が改めて必要になります。延長の申出が2度必要になり、一度に2歳まで延長出来ません。

怠りなく手続き等の準備をするため、育児・介護休業規程を見直し、周知徹底をしておくことが大切です。

みやぎ医療労務管理支援センター 022-223-0573（予約・電話相談）